

鳥取県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町556	大森生協診療所デイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	通所介護	平成21年1月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	通所介護事業所デイハウスさんげんや	境港市三軒屋町2488-2	介護予防通所介護	平成20年11月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町556	大森生協診療所デイサービスほほえみ	鳥取市西品治806	〃	平成21年1月1日